

第2次 小郡市教育振興基本計画

「七夕の里」 おごおり

『たなばた 志』教育

— 願いをつなぎ 人をつなぎ 郷土の未来を拓く —

★ た くましか！ 【自律】

★ な かよか！ 【共想】

★ ば さらか 【郷生】

★ た のしか！



令和3年3月

小郡市教育委員会

目次

1	計画の背景と位置づけ	1
(1)	計画の背景	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画期間	1
2	理念と基本目標	2
(1)	理念	2
(2)	教育で目指す市民像	2
(3)	基本目標	2
3	教育推進の基本構想	4
(1)	基本構想	4
	<計画総論図>	6
4	重点項目	7
(1)	重点項目	7
(2)	教育施策推進上の留意点	7
	<計画の体系図>	8

1 計画の背景と位置づけ

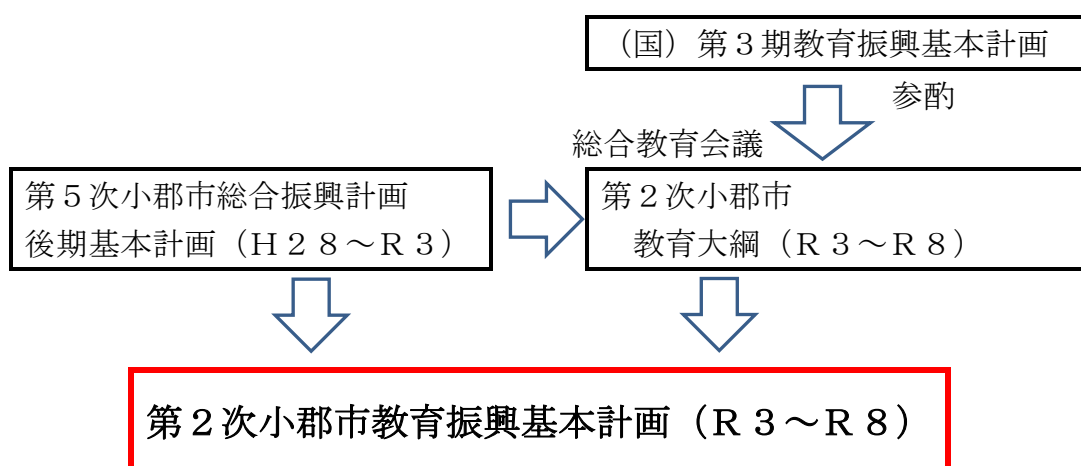
(1) 計画の背景

平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項の規定に基づき国の教育の振興に係る基本的な計画として、平成20年7月に国の「教育振興基本計画」が策定され、平成30年には令和4年度までの「第3期 教育振興基本計画」が策定されました。

小郡市教育振興基本計画は、これらの計画を踏まえた上で、小郡市の実情に合わせ、小郡市教育大綱の理念を具現化するための、基本的な方針及び講ずべき施策についての基本的な計画を定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、小郡市における教育振興のための施策に関する基本的な計画として策定したものです。



(3) 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021）から令和8年度（2026）までの6年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢の変化を踏まえて、毎年実施される総合教育会議等をもとに、適宜施策等の見直しを行います。

2 理念と基本目標

(1) 理念

「七夕の里」 おごおり

『たなばた 志』教育

— 願いをつなぎ 人をつなぎ 郷土の未来を拓く —

(2) 教育で目指す市民像

夢や願いに向かって逞しく進み 人とつながりあって心を働かせ
喜びあふれる豊かな郷土をつくりだす 小郡の子ども達・市民

- ☆ た くましか！ 【自律】 夢や願いに向かって逞しく進み
- ☆ な かよか！ 【共想】 人とつながりあって心を働かせ
- ★ ば さらか 【郷生】 喜びあふれる豊かな郷土を拓く
- ☆ た のしか！

(3) 基本目標

『自律』『共想』『郷生』の3つのキーワードから教育推進の重点施策を具現化・具体化し、子ども達・市民の『未来に向かい 未来を拓く』力を育んでいきます。

■ 【自律】～夢や願いに向かって逞しく進もうとする人を育みます～ 『たくましか！』

人は、わかるようになりたい・できるようになりたい（学力）、人となかよくかかわり合って暮らしたい（人権・絆）、美しく温かいふるさとを大事にしたい（郷土愛）、健やかに安心して生きたい（健康・安全）等、それぞれの夢や願いを抱いています。

こうした夢や願いの実現のためには、自ら解決すべき課題や目標を明らかにし、そのために必要な情報を集めたり学びを深めたりして、考え・判断・行動していくことが大切です。先行き不透明で厳しい社会状況にある今日だからこそ、こうしたたくましい課題解決の力が求められます。

小郡市では、だれもが「志」を抱いてたくましく学びに向おうとする「自律」の力を大事に育むことを目指します。

■【共想】～人とつながり合って心を働かせようとする人を育みます～

『なかよか！』

「想う」には、「心にかける。心配する。いくつしみ大切にする。物事を分別するために心を働かせる。思慮する。」（広辞苑）という意があります。

変化の激しく様々な困難も予想されるこれからの社会においては、多様なよさや特性を持つ一人ひとりが、互いに心寄せ合い、その人らしさを尊重して支え合い、ともに考えることで、互いの暮らしを豊かに幸せにすることができます。

人権尊重のまち小郡市では、人の思いを大切にし、つながり合って心を働かせ考えようとする「共想」の力を大切に育むことを目指します。

■【郷生】～喜びあふれる豊かな郷土をつくろうとする人を育みます～

『ばさらか たのしか！』

小郡には、水と緑に恵まれた豊かな自然、古くからの歴史を偲ばせる史跡や数々の文化財、地域の特性を生かした産業、専門的見地から教育を支えたり子ども達を温かく見守ったりしていただいている地域の方々など、多様で魅力ある「ふるさとのよさ」があります。

このようなふるさとのよさを学びに生かし、学びをふるさとの暮らしに生かし、ふるさとそのものも生きる教育を大事にしたいと思います。

学校・地域・保護者が連携・協働して「地域とともにある学校」を実現するとともに、学校教育と生涯教育が連動して主体的に子ども達や市民が郷土にかかわることで、ふるさとのまち「おごおり」の活性化につなぎたいと考えます。

小郡市では、一人ひとりが郷土のよさを生かして学び、磨き深めた成果(知恵や技)を暮らしに生かし、喜びあふれる豊かな郷土の未来を拓(ひら)いていく「郷生」の力を大切に育むことを目指します。

3 教育推進の基本構想

(1) 基本構想

「いただく」→「いどむ」→「いかす」という学びのプロセスを繰り返し、それぞれの過程の中で、『つながり』（「自分とのつながり」「人とのつながり」「情報とのつながり」「まちとのつながり」）を大事にした教育を進めます。

- ◇ 「いただく」…志（夢や願い）をいただき、課題や目標を明らかにし学びに向かう
- ◇ 「いどむ」…繰り返し目標にいどみ、人とともに情報をつないで学び深める
- ◇ 「いかす」…学び深めた成果をいかし、自分のくらしや郷土を豊かにする

< 『つながり』を大事にするとは >

◆ 「自分とのつながり」

学びを深め豊かなものとするには、「自分ごと」として切実にかかわることが重要です。

そのために「こんなことを実現したい」「～できるようになるためにやってみたい」という“自分ならではの”の夢や願い、志を抱き、解決に向かうための課題や目標を明らかにするはたらきかけを大事にします。

◆ 「人とのつながり」

「おごおり」のまちには、さまざまな知見や技・専門性をもたれた方々、多様な目標に向かって生き生きと挑戦されている志高い方々が多くおられます。このような人々との質の高いかわり合いや切磋琢磨の場があることは、自分の考えを広げ深めたり、技を磨き高めたりすることにつながります。

そのために「発表」「対話」「熟議」「協働」「伝承」「交流」などの場をそれぞれの学びのプロセスに位置付けることを大事にします。

◆「情報とのつながり」

社会のデジタル化が進み、人工知能（A I）やビッグデータの活用など、情報技術革新への動きが急速に進んでいます。

こうした社会変化の中、I C Tや図書館等を活用し、効果的・効率的に情報を集め、分析・整理し、発信しながら、人とのかかわりを深めたり、考えを深めたりする学びの過程や教育環境整備を重視します。

◆「郷土とのつながり」

「おごおり」のまちでは、緑や水に恵まれた美しい自然、古代からの豊かな歴史、永く受け継がれてきた文化や伝統、地域の特性を生かした産業などが、価値あるふるさとのよさとして大事にされています。

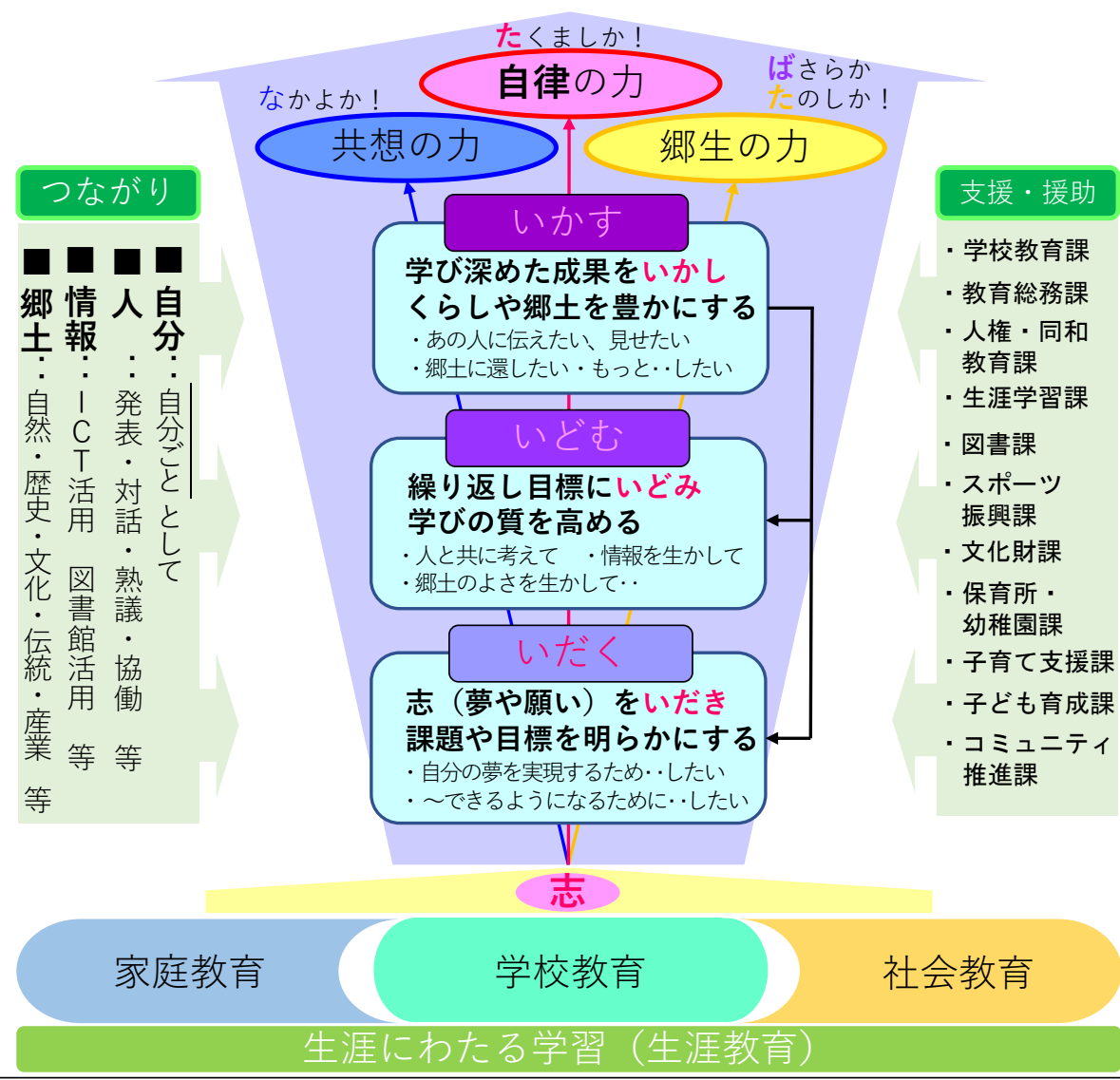
このような「ふるさと（郷土）のよさ」に学んだり、学んだ成果を生かしてまちに還したりし、ふるさとをさらに豊かにしていくような場づくり・はたらきかけを大事にします。

“七夕の里”おごおり 小郡市教育推進構想（令和3～8年度）

『たなばた志』教育 ～願いをつなぎ人をつなぎ郷土の未来を拓く～

- ★ **た**くましか！ 【**自律**】 夢や願いに向かって逞しく進み
- ★ **な**かよか！ 【**共想**】 人とつながりあって心を働かせ
- ★ **ば**さらか 【**郷生**】 喜びあふれる豊かな郷土を拓く
- ★ **た**のしか！

夢・願いでつながる ふるさと おごおり



4 重点項目

(1) 重点項目

重点項目

- (1) 小・中学校教育の充実
- (2) 連携・協働による学校教育推進体制の確立
- (3) 幼児教育の充実
- (4) 人権・同和教育の充実
- (5) 生涯学習の充実
- (6) 図書館活動の充実
- (7) 文化財の保護活用の充実
- (8) スポーツ・レクリエーションの充実

(2) 教育施策推進上の方針

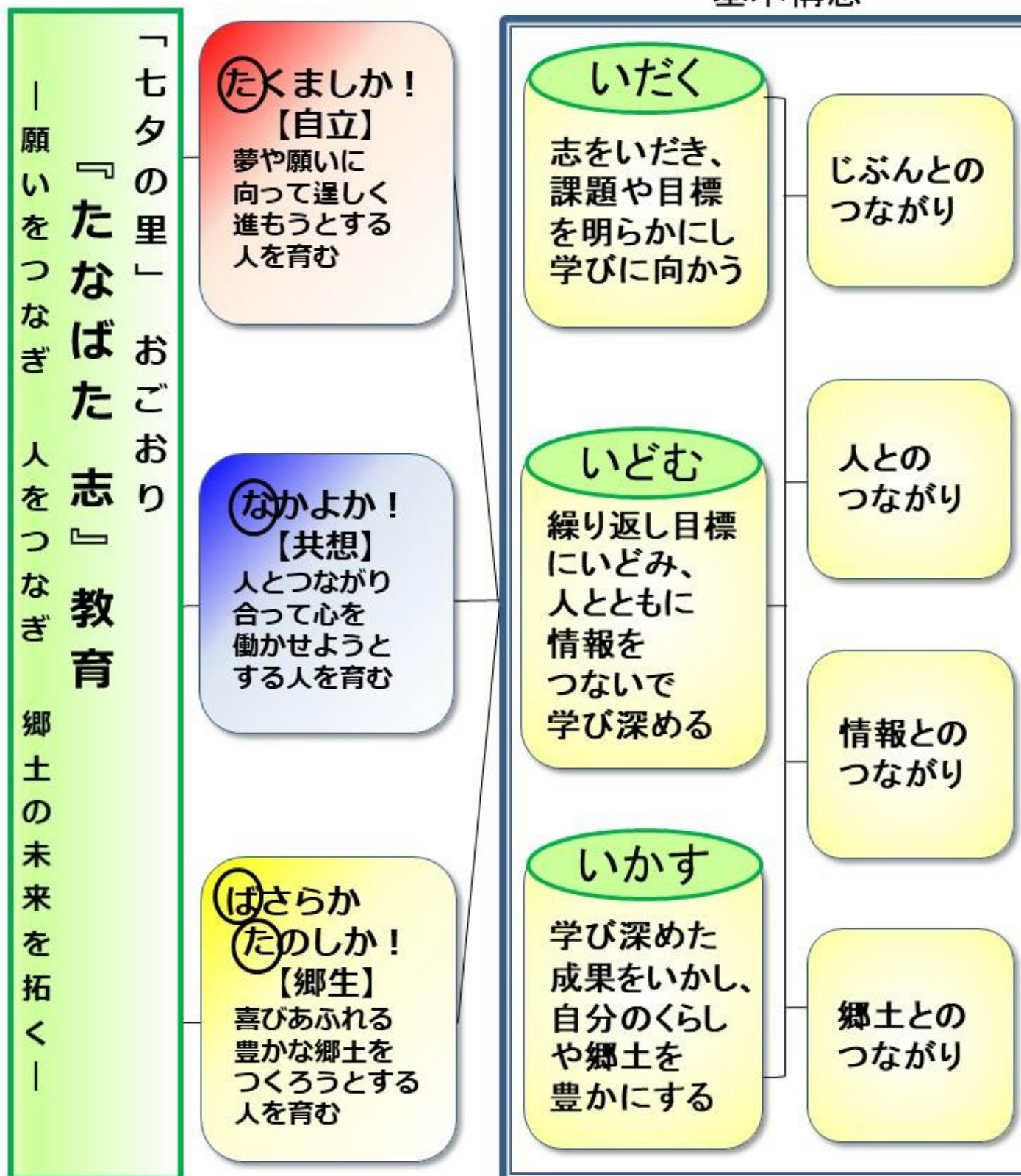
- (1) 一人一人の市民が若年期から高齢期まで生涯を通じて、それぞれの夢や希望や願いの実現に向かい、自らに適した手段や方法を選択しながら質の高い教育や学習に取り組み、学び深めた成果を活かして暮らしや郷土を豊かにできるようにします。
- (2) 児童生徒、学校、保護者、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者として、それぞれの立場から連携・協力して、つながり合う教育環境を整備します。
- (3) 「七夕の里 おごおり」の郷土の良さ（自然・歴史・文化・伝統・産業 等）を教育施策に活かします。
- (4) 一人一人の市民への多様な学習の場の創造と情報化社会に対応した、最適な情報提供に努めます。
- (5) 重点施策や具体的な取り組みを進めるに当たっては、評価指標を明らかにするとともに、マネジメントサイクル（R＝P D C A）に即して展開し、評価を通して継続的な改善が図れるように努めます。

〔教育振興基本計画の体系図〕

理念・市民像

基本目標

教育推進の
基本構想



重点項目

具体的施策

小・中学校教育の充実

- ・「未来を拓く力」を育む教育の推進
- ・地域とともにある学校づくり
- ・ICT活用力の育成
- ・個に応じた学びの充実
- ・教職員の資質向上の推進

連携・協働による 学校教育推進体制の確立

- ・人的支援体制の整備
- ・義務教育9年間を見通した指導体制の充実
- ・働き方改革の推進
- ・安全快適な教育環境の実現

幼児教育の充実

- ・生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進
- ・幼稚園と小学校との密接な連携推進
- ・幼児教育センター機能の充実

人権・同和教育の充実

- ・一人ひとりが大切にされる学校づくり
- ・人権・同和教育の啓発推進
- ・組織整備と機能の充実

生涯学習の充実

- ・学習機会、活動支援の充実
- ・芸術文化の普及・振興を推進
- ・コミュニティ活動の活性化
- ・家庭教育の支援や子育て環境の充実
- ・青少年の健全育成

図書館活動の充実

- ・図書館機能の充実
- ・読書環境の整備・充実
- ・野田宇太郎文学資料館の充実

文化財の保護活用の充実

- ・文化財保護活動の推進
- ・文化財の活用の推進
- ・小郡官衙遺跡群の整備・活用
- ・文化遺産を活用した観光まちづくり

スポーツ・レクリエーションの充実

- ・スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ・スポーツを支え、生かす仕組みの充実
- ・スポーツ環境の整備・充実

3 重点項目達成のための主要施策

(1) 小・中学校教育の充実

現状と課題

本市では、『たなばた 志』教育を理念とし、「未来に向かい 未来を拓く力」を育むための学校教育を推進します。そのために必要となる専門性の高い教職員の育成、さらには地域とともにある学校づくりに取り組んでいます。

今日、社会のデジタル化へのニーズはより一層高まり、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用など、情報技術革新の動きが急速に進んでいます。

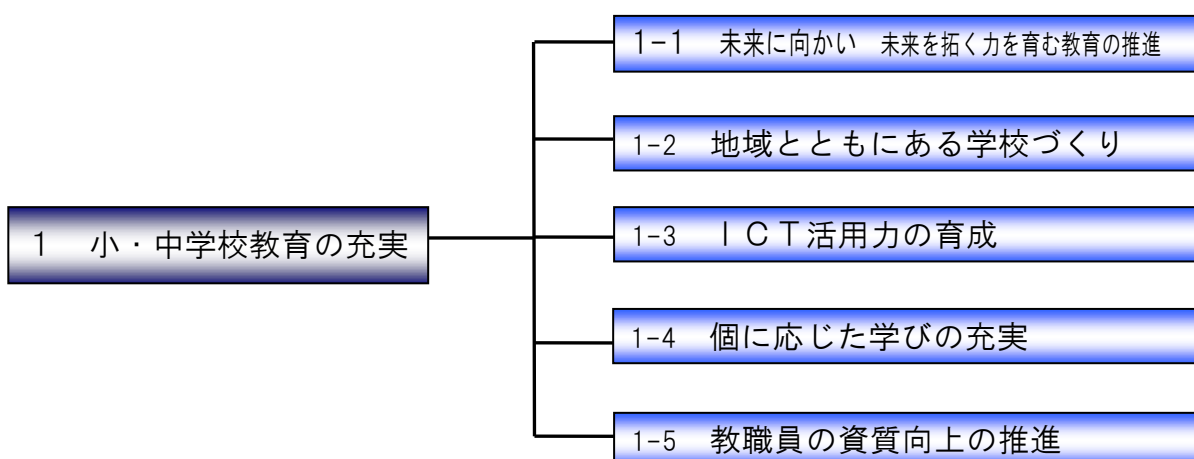
こうした変化が激しく先行きの見えない不安定な社会状況の中で、これからは、解決すべき課題を自ら発見し、自らを律しつつ考え判断し、困難をくぐり抜けて解決に導いていく逞しい課題解決の力を育むことが求められています。

また、こうした危機の中で、地方・地域のよさが見直されるとともに、日常の生活の中で自由に人々が関わり合いつながり合うことの意味・大切さが改めて認識され、人と人が思い合い、いたわりあい、夢や願いの実現を求めてともに考え活動する機会をより充実させる必要があります。

基本目標

自分のよさや可能性を理解して夢や願い（「志」）を抱き、多様な人々と協働しながら、様々な困難や社会的変化を乗り越えて豊かな人生を切り拓き、未来の郷土（おごおり）の創り手となる子どもを育むための教育を推進します。また、そのために教職員の資質向上を図る研修を充実させます。

施策の体系



主要施策

1. 未来に向かい 未来を拓く力を育む教育の推進

(1) 未来に向かう『心』の育成

困難を越え人生や社会を豊かにしようとする「志」や「自律の力」、人を大切にする「つながる心」、ふるさとへの「愛着や誇り」などの未来へ向かう『心』を育むためのキャリア教育や道徳教育、積極的生徒指導や体験活動等の充実を図ります。

(2) 生きて働く『知』の育成

社会生活での課題解決に使いこなせる基礎的・基本的な知識及び技能やこれらを活用する思考力、判断力、表現力等の生きて働く『知』を育むための指導・支援を充実させます。また、児童生徒の願いを大切にする「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やグローバル化社会に対応した外国語教育を推進します。

(3) 健康で逞しい『体』の育成

健康で逞しい『体』を育成するために、生涯にわたって心身の健康を保持促進しようとする児童生徒の願いや目標を大切にされた体力向上プランの策定を推進し、授業や学校行事などの取組の充実を図ります。また、安全・安心な生活を実現し、自らの身を危険から守る力を育むため、地域・保護者と協働した防災・安全教育推進のための支援を行います。

2. 地域とともにある学校づくり

全小・中学校で導入した学校運営協議会の取組をさらに充実させ、学校・地域・保護者が連携・協働して「地域とともにある学校」を実現するとともに、学校教育と生涯教育とを連動させ、子ども達が郷土にかかわり、喜びあふれる豊かな郷土の未来を拓いていく「郷生」の力を育むことを目指します。

3. ICT活用力の育成

デジタル化が進み、人工知能（AI）やビッグデータの活用など、情報技術革新への動きが急速に進む社会変化の中、ICT機器を正しく効果的に活用して、課題解決を図りながら主体的に生きる力を育む児童生徒の育成を目指します。そのために、教職員の研修を実施し、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー・情報モラルを含む）及び教職員のICT活用能力・指導力の育成を推進します。

4. 個に応じた学びの充実

一人一人の特性や教育的ニーズに応じことができるよう、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、習熟の程度に応じた学習等、「個に応じた学び」の充実を図ります。特別支援教育については、インクルーシブ教育システムを構築するため、一人一人の教育的ニーズに応じた早期からの一貫した支援を提供し、連続性のある「個に応じた学び」を充実します。

5. 教職員の資質向上の推進

社会状況の変化や子どもの変化等を背景とした多様な教育課題に主体的に対応し、質の高い指導ができる教職員を研修によって育成します。

成果指標

指標の内容	基準値（令和元年度実績）	令和8年度目標
小中学校教育の充実に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	67.5%	80%
不登校児童生徒の割合	①小学校：0.7% ②中学校：3.2%	①小学校：0.5% ②中学校：3.0%



プログラミング教育

(2) 連携・協働による学校教育推進体制の確立

現状と課題

本市の小・中学校においては、先生方の子ども達への強い情熱や使命感、献身的な指導の積み重ねにより、「生きる力」の育成の上で大きな成果をあげてきています。

しかしながら、現在、学校は学習指導の充実に加え、不登校の増加傾向など、生徒指導上の問題や特別支援教育の対象となる児童生徒の増加、厳しい家庭環境にある子ども達へのサポートなど、取り組む課題が複雑化・多様化するとともに、その役割が拡大し、教職員の負担が増大しています。

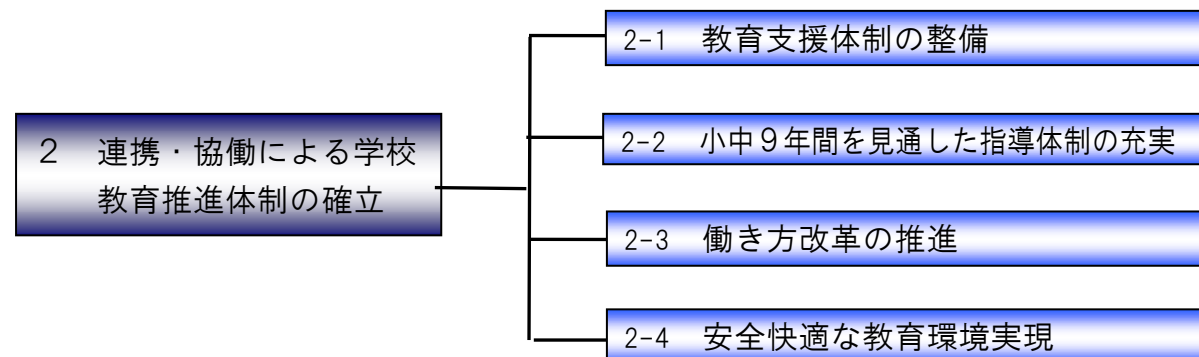
こうした状況の中、教職員の負担軽減と長時間勤務の改善のため、学校における教育環境の整備を推進し、働き方改革を実現するとともに、教育のための施設・設備を計画的に導入・改修することにより、質の高い教育の実現を目指す必要があります。

また、学校給食センターの老朽化に伴い、全小学校で自校式給食を導入しました。今後は、中学校学校給食センターの建設に向けた検討を行います。

基本目標

社会の変化による多様な教育課題に対応し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じる質の高い教育活動を展開するため、連携・協働による学校教育推進体制を確立させます。

施策の体系



主要施策

1. 教育支援体制の整備

専門スタッフの配置などの人的支援、教材備品整備等の物的支援、就学・通学等の体制整備に係る支援により、教育体制を整えます。

2. 小中9年間を見通した指導体制の充実

小学校での教科担任制の導入や小中間の連携・一貫教育等、小中9年間を見通した指導体制の整備に取り組みます。

3. 働き方改革の推進

教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができるようにするとともに、学校教育の質を維持・向上させることを目指し、「教職員の働き方改革」をより一層推進します。

4. 安全快適な教育環境実現

(1) 学校施設など教育環境の整備・充実

時代のニーズに応じて、安全・快適な学校生活が送れるよう、施設整備の充実を図ります。

(2) 学校給食の推進

学校教育を通して、正しい食習慣や栄養のバランスへの意識を培うとともに、食事の重要性を理解し、協調性・社会性を育むように推進します。また、食育の観点から学校給食に地域の農産物を活用し、児童生徒に地域の食文化や、安全な食材を提供していただいている生産者への感謝の気持ちを抱かせるなど、食育の「生きた教材」として地域との連携を促進します。学校給食センターの老朽化に伴い、中学校学校給食センターの早期建設に向けた計画の推進を図ります。

成果指標

指標の内容	基準値（令和元年度実績）	令和8年度目標
教職員の高ストレス判定者の割合	9.7%	5%
地場産食材（福岡県産）の使用率	21%	30%



学校給食（自校式給食）

(3) 幼児教育の充実

現状と課題

幼稚園では、幼稚園教育要領の改訂を受け、幼稚園教育において育みたい資質・能力として、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の三つを通して「生きる力の基礎」を育てることを目標に教育を行っています。

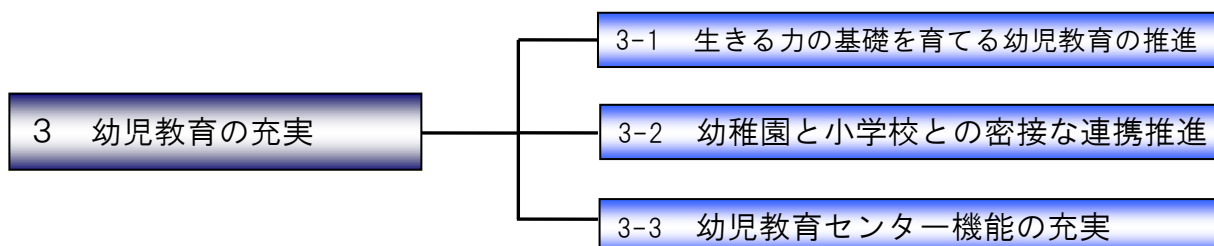
また、社会との連携協力によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現や、教育課程を小学校教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続に努めています。

現在、市内の公立幼稚園は統合により1園となり、保育所を含めた本市の幼児教育において教育センター的機能を果たすことや、市民の保育ニーズの高まりに伴う保育機能を含む子育て支援機能の充実も課題となっています。

基本目標

夢や願いをもち、人とつながり、豊かな郷土をつくりだす子どもたちを育むため、家庭、幼稚園・保育所、地域が一体となって幼児の成長にかかわっていきます。

施策の体系



主要施策

1. 生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進

生きる力の基礎を育てるために、幼児期までに育ててほしい姿を踏まえ、社会に開かれた教育課程のカリキュラムマネジメントを推進します。

2. 幼稚園と小学校との密接な連携推進

小学校への円滑な接続を図るために、就学前後の子どもの育成や発達について理解を図る保幼小合同研修会の充実を図ります。

3. 幼児教育センター機能の充実

幼児教育センター的役割が求められる中、幼児教育に関する調査研究の成果を市内の保育所及び幼稚園に発信します。

成果指標

指標の内容	基準値（令和元年度実績）	令和8年度目標
幼児の教育の充実に対する満足度(保護者アンケート調査結果より)	「とても満足」54%	「とても満足」60%



のぼり棒（小郡幼稚園）



夏祭りごっこ（小郡幼稚園）

(4) 人権・同和教育の充実

現状と課題

本市では、昭和50年に同和教育の方向性を示す「小郡市同和教育基本方針」（現在の「小郡市人権・同和教育基本方針」）を策定し、その方針のもと、社会教育・学校教育等の中で人権・同和教育を推進してきました。また、市民と行政が協働して一人ひとりが差別をなくす主体となり、差別のない小郡市を築いていくために、平成19年に「小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいます。

こうした中、平成24年度に実施した小郡市人権・同和问题市民意識調査では、学校教育で同和問題に関する正しい学習を行う事への期待と成果が反映された一方で、約半数の市民が同和問題を「他人事」として捉えている等、意識の浸透が進んでいないことが明らかになりました。また、近年では国際化や情報化の進展などにより、インターネットでの差別書き込みやヘイトスピーチなど、新たな人権問題も生じています。

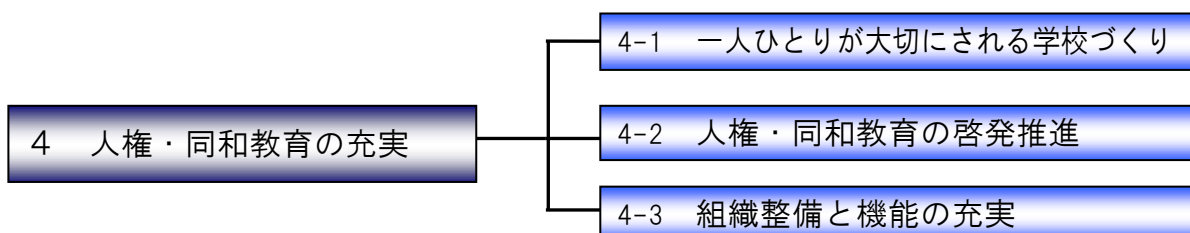
これらの現状を踏まえ、すべての人の多様性が尊重され、人権が大切にされる社会の確立に向けて、学校教育および地域において人権・同和教育の推進及び啓発活動を充実させ、人権尊重の精神の涵養に務める必要があります。

基本目標

同和問題をはじめあらゆる人権課題の解決に向けて、地域・学校・関係機関等の多くの人々と連携・協働しながら、すべての人の多様性が尊重され、人権が大切にされる「人権のまち・小郡」を推進します。

多様化・複雑化する子どもたちの課題に対応し、「学習権や教育の機会均等を保障することそのものが人権である」という視点に立ち、児童生徒一人ひとりの学力と進路の保障に努めます。

施策の体系



主要施策

1. 一人ひとりが大切にされる学校づくり

課題が多様化・複雑化する社会の中でも、一人ひとりに居場所があり、お互いを大切にすることを実感できる学校づくりに取り組みます。また、「差別の現実に深く学ぶ」の理念のもとに、子どもたちの姿から見えてくる現実から、すべての教育活動を通して差別を見抜き、社会をつくる一員として、人権課題に自分事として切実に関わることができる教育を展開していきます。そのために、校長を中心に学校組織として継続的に取り組めるよう、急速な情報化・ICT化が進む中、今日的な人権課題への視点を含めた研修の充実を図ります。

学び場支援事業については、これまでの経緯に学び、成果と課題を明らかにしながら、すべての子どもたちが学ぶことの大切さを実感し、居場所づくりを大切にした取り組みを展開します。

2. 人権・同和教育の啓発推進

「人権教育・啓発推進法」や「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ対策法」「障害者差別解消法」などの人権関係法令の目的を踏まえた上で、新たな人権侵害にも対応する啓発を行うために、人権教育啓発センターとの連携を強化しながら、時代や市民のニーズにあった啓発活動の充実及び指導者育成研修と各種講座等の充実に取り組みます。

また一人ひとりの人権が尊重される社会をめざして、地域における「ひと・こと・もの」との豊かな出会いと多様性を視点に、つながり合いを大切にした人権のまちづくりを推進していくために、「人権のまちづくり」組織が実施する人権フェスティバル等の事業を支援し、更なる充実を図っていきます。

3. 組織整備と機能の充実

地域の実態に応じた人権・同和教育の推進をより積極的・機能的に行っていくために、「人権のまちづくり」組織と「校区人権問題啓発推進委員会」「協働のまちづくり」組織との整合性を図ることによる、学校・家庭・地域・行政が連携・協働した啓発の推進を目指します。校区内の関係各機関等のネットワーク化を図るとともに、市全体での推進体制確立に向けて研究協議を進め、活動を支援していきます。

また、小郡市・三井郡での合同研修などの交流・連携を図るとともに小郡市人権・同和教育研究協議会（市同研）等の研究・研修団体の相互の連携を図り、組織の整備と研究内容の充実に向けて支援を行っていきます。

成果指標

指標の内容	基準値（令和元年度実績）	令和8年度目標
研修会時のアンケートによる満足度	93%	95%
人権教育の推進に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	72.3%	80%

(5) 生涯学習の充実

現状と課題

市民一人ひとりが生涯にわたって、「いつでも、どこでも、だれでも」学習することができ、その成果や技術を生かすことのできる社会の実現が求められています。つまり、継続的な学習のニーズに応えられる学習環境の整備、そして得た知識や技術をもって地域で活躍できる場作りが必要です。

そこで、本市では生涯学習センターを社会教育施設の拠点として位置づけ、さらには8つの校区コミュニティセンターや数多くの自治公民館などにおいても、市民への学習に関する情報提供・学習相談等をはじめ、子どもから高齢者まで市民ニーズに即した講座や各種団体サークル、個人の活動への支援など様々な事業を展開してきています。

今後においては、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が、より一層高まっています。

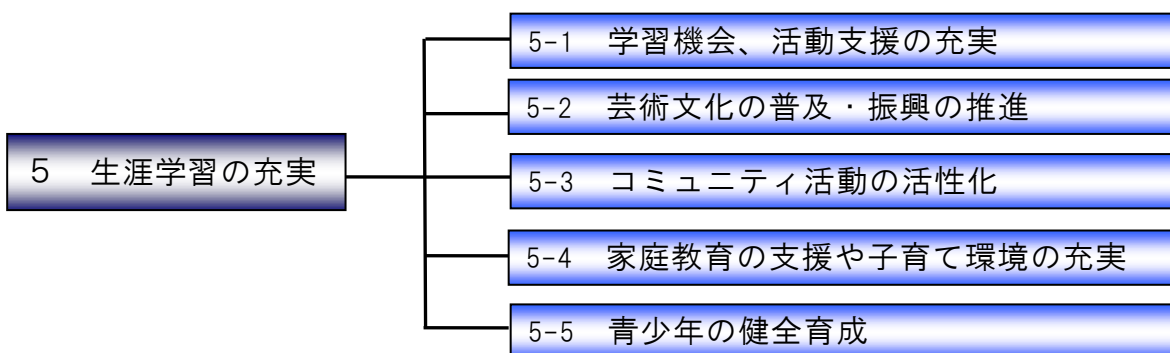
一方、青少年を取り巻く環境は、様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、情報通信技術（ICT）を利用する時間が増加傾向にある中で、自然の中で体験活動をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにする機会が限られていることが指摘されています。

また、子どもが SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、子どもの安全が脅かされている事態も生じています。地域・家庭と連携・協働しながら青少年の健全育成や基本的な生活習慣の確立に取り組んでいく必要があります。

基本目標

人生100年時代を見据え、市民一人ひとりが夢や願い（「志」）を持って目標にチャレンジできるよう、様々な分野における生涯学習（「学び」）を推進します。また、「学び」を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での「活動」に生かせるような、「学び」と「活動」の循環を目指します。

施策の体系



主要施策

1. 学習機会、活動支援の充実

“自分ならではの”の「夢や願い」、「志」を持って目標にチャレンジできるよう、多様な学習機会や情報及び環境を提供します。特に、「女性活躍社会」や高齢者を含めた「地域共生社会」については、現代的・社会的な課題と捉えその推進を図るとともに、「学び」を地域や社会での「活動」に生かすことができるよう育成・支援を行います。

2. 芸術文化の普及・振興の推進

永く受け継がれてきた文化や伝統など「ふるさと（郷土）のよさ」に学ぶ・触れるといった文化芸術活動への参加機会を提供するとともに、情報の発信や環境の整備を行います。また、各地域・団体における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行うことで、市民全体の文化芸術活動を推進します。

3. コミュニティ活動の活性化

地域コミュニティ活動の拠点として公民館活動の一層の活性化に努めるとともに、自治公民館長の学習会や施設整備の支援を行います。また、校区コミュニティセンターと自治公民館が連携し、情報共有することで、地域における社会教育・生涯学習を推進します。

校区コミュニティセンターでは、主催講座やサークル活動の支援を通じ、市民の「つどい・まなぶ・つながる」機会の提供を行うとともに、「市民との協働のまちづくり」の拠点施設として校区協働のまちづくり協議会をはじめとする様々な主体との連携を図ります。

4. 家庭教育の支援や子育て環境の充実

社会全体できめ細やかな家庭教育支援や子育て環境の充実を図るため、子育て保護者向けの家庭教育講座や出前講座など家庭教育に関する学習の機会や親同士の交流の機会に努めます。また、子どもの健やかな成長を促進するため、基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動に取り組みます。

5. 青少年の健全育成

青少年の豊かな心の育成のため、子どもたちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう様々な体験活動の充実を図ります。また、インターネットなどを介した有害情報から子どもたちを守るため、家庭・地域等と連携しながらフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施します。

成果指標

指標の内容	基準値（令和元年度実績）	令和8年度目標
生涯学習（学習活動支援・図書館など）の満足度（市民アンケート調査結果より）	69.3%	80%

(6) 図書館活動の充実

現状と課題

本市では、本館・移動図書館・三国校区コミュニティセンター図書室で図書館サービスを行っています。

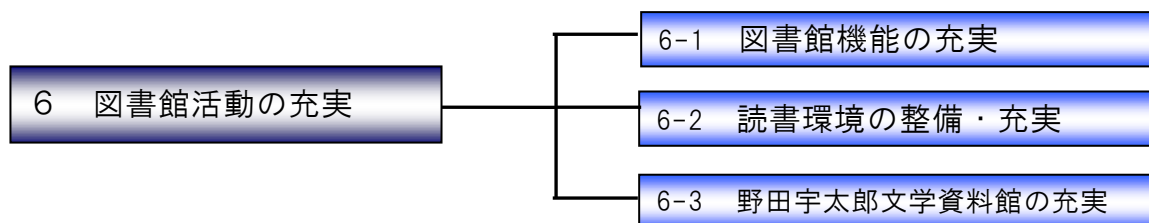
また、学校・地域・家庭・幼稚園・保育所等と連携し「家読」の取組を進めてきました。本を取り巻く環境も多様化する中、本に触れる機会を提供し、より多くの市民に読書活動が浸透し生涯学習の支えとなる取組を進める必要があります。

また、本市出身の文学者野田宇太郎の功績を市内外に広く顕彰し、文化の発展に寄与するため、貴重な文学資料を集めた野田宇太郎文学資料館を開設し、展示・保存するとともに、研究者への資料提供を行っています。野田宇太郎顕彰会と連携し、毎年開催している野田宇太郎生誕祭では、県内外から 1,200 編以上の献詩の応募があります。開館から 30 年余りが経過し、資料の保存・管理や展示室の老朽化への対応など検討する必要があります。

基本目標

知識基盤社会における知識・情報の源泉である図書館資料を活用して知的好奇心に働きかけ、読書活動を推進し基礎学力や知的水準の向上を図ります。併せて、デジタル社会に対応し、文化や地域社会の発展を支えるよう努めます。

施策の体系



主要施策

1. 図書館機能の充実

すべての市民に「ひらかれた図書館一親しみやすく、入りやすく、いこいとやすらぎのある図書館」としてサービスの向上を目指します。

「第4次小郡市子ども読書活動推進計画」、「小郡市図書館サービス基本方針」、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、効率的・効果的な運営に努め、これにともなう施設の整備・充実も図ります。

「地域の知の拠点」また「地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点」として市民へサービスを提供するとともに「志」を抱く市民の学びの環境の充実に努めます。

また、デジタル社会に対応するため郷土資料及び地方行政資料の電子化を進めるとともに、いつでも・どこでも本とつながることができる電子書籍によるサービスを提供し、市民の情報とのつながりをより一層図ります。

2. 読書環境の整備・充実

「読書で未来を拓くまち おごおり」を目指して、資料の充実はもとより移動図書館車の巡回、図書の宅配サービス、ブックスタートのフォローアップなどすべての市民が利用しやすい読書環境の整備・充実を図ります。

また、「家読」の推進や学校図書館支援センターを中心とした学校の学習支援を促進し、効果的な読書活動を図るため、現状に関する検証などを実施し、学校・地域・家庭・幼稚園・保育所等での読書環境の整備・充実を図ります。

また、視覚障がいなどの読書困難者に対する資料及び環境の整備・充実を図ります。

さらに、読書ボランティアの養成・支援を行い、ボランティア団体等と連携を深め、人との「つながり」を大事にしながら読書環境の充実を図ります。

3. 野田宇太郎文学資料館の充実

資料のデータベース化と保存業務を継続し、市民の貴重な財産として保存するとともに、活用を図ります。

また、常設展示や企画展示を充実させ、野田宇太郎の業績について広く市内外に発信しその顕彰を図ります。

さらに、野田宇太郎のふるさとを大切に思う心を受け継ぎ、市民へのはたらきかけに努め、郷土愛の醸成を図ります。

成果指標

指標の内容	基準値（令和元年度実績）	令和8年度目標
図書貸出冊数	321,785 冊	360,000 冊
生涯学習（学習活動支援・図書館など）の満足度（市民アンケート調査結果より）	69.3%	80%



ブックスタート事業

(7) 文化財の保護活用の充実

現状と課題

本市には、国指定史跡の小郡官衙遺跡群をはじめとして、国・県・市により 28 件の文化財が指定・登録されているほか、未指定の文化遺産が数多く残されています。

小郡市埋蔵文化財調査センターは、市内の発掘調査や歴史・民俗調査を行い、発見した資料の整理・収蔵を行っていますが、文化財を活かした学習の場となるように展示室・収蔵スペースを設け、さらに研修室・体験学習室では様々な講演会・古代体験講座などを開催しています。また、史跡案内ボランティアの育成の他に、NPO法人や文化財に関する地域団体と協働した幅広い事業展開を実施し、市民文化の向上に努めています。

近年の重点的な施策の一つとして、これからの社会を担う小学生を中心とした子どもたちへの郷土教育が挙げられます。埋蔵文化財調査センター見学や学校への出前授業を通じた歴史学習や古代体験、夏休みの「ジュニア歴史博士」への応募、夏・冬 2 回実施されている「小郡ふるさと歴史検定」などの受験を通して、市内の子どもたち全員が小学生の間に小郡の歴史や文化財に触れる機会を作っています。

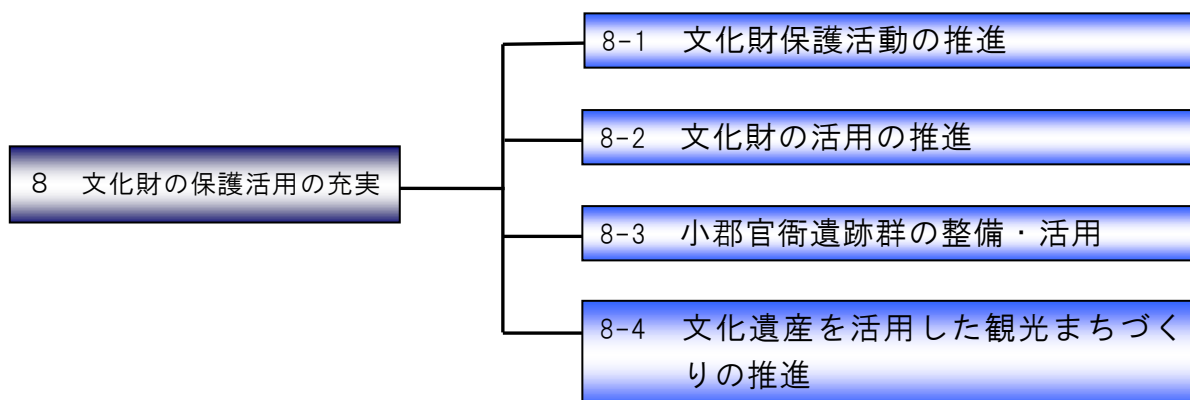
また、文化財保護法の改正に伴い、文化財の「保存優先」から「地域の文化遺産を一体的に活用する取り組み」への転換が示され、教育をはじめとした、まちづくり・観光資源としての幅広い活用推進が今後の課題となります。

さらに、国指定史跡の小郡官衙遺跡は、保存管理計画により必要範囲の公有化を進めていますが、公有化した用地はそのまま未整備地として残っており、既存の整備地を含めた、一体的な史跡整備が課題となります。

基本目標

歴史に息づく文化財や文化遺産を地域や市民とともに大切に守り、その認識を深め、市民の誇りとなるよう努めます。また、情報を市内外に発信し、教育・まちづくり・観光に活用することで、ふるさと小郡への郷土愛を育みます。

施策の体系



主要施策

1. 文化財保護活動の推進

地域で大切に守られてきた文化財を指定・登録物件として追加指定・登録を行います。

また、文化財保護を啓発する効果的な事業を行い、関連団体等の協力を得た中で、文化財保護に向けた活動を推進します。さらに、小郡市歴史文化基本構想に基づく小郡市文化財保存活用地域計画の策定を推進します。

2. 文化財の活用の推進

社会のデジタル化が進み、情報技術革新への動きが急速に進んでいます。文化財の情報発信においても効果的・効率的に情報を発信する環境づくりを整備します。また、これからの社会を担う小・中学生を中心とした子どもたちが郷土と日本の歴史、文化、伝統などに対する理解を深め、一人ひとりが郷土のよさを生かす「郷生」の力を大切に育む教育を目指します。

3. 小郡官衙遺跡群の整備・活用

小郡官衙遺跡群（小郡官衙遺跡・上岩田遺跡）全体の保存計画、整備基本計画に基づき、既整備地を含めた公有地全体の段階的な整備を検討します。また、小郡官衙遺跡群のさらなる活用を推進します。

4. 文化遺産を活用した観光まちづくりの推進

庁内連携の強化をはじめ、官学連携、関係自治体・部局並びに九州歴史資料館との相互連携により、文化財の活用を広範に展開するとともに、市域にある文化財やその周辺環境を含め、地域の活性化や観光まちづくりに向けた活用を図ります。

指標の内容	基準値（令和元年度実績）	令和8年度目標
国・県・市指定文化財の指定・登録件数	28件	32件
文化財の保存・活用に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	71.1%	80%

(8) スポーツ・レクリエーションの充実

現状と課題

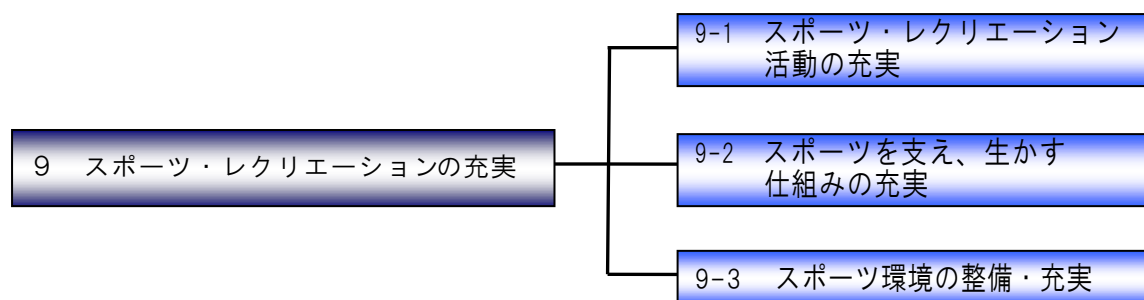
本市では、市民のスポーツに対する意識は総じて高く、市スポーツ協会を中心に、競技スポーツや地域スポーツが盛んにおこなわれており、今後は地域のスポーツ推進のコーディネーター役であるスポーツ推進委員の育成及び活動を支援し、その質の向上を目指していくことが望まれます。

一方、本市の屋内スポーツの拠点となる市体育館や市勤労青少年体育センター(武道場)、市弓道場については、老朽化の進行かつ規模が小さいことから、現在のスポーツニーズに対応できる新総合体育館の整備を進めていく必要があります。

基本目標

健やかに安心して生きたい(健康・安全)、こうした願いの実現のために、スポーツ・レクリエーションを通して心身ともに健康な状態が維持できるよう、気軽に参加し楽しむことができる場所や機会の提供を行い、生涯スポーツの普及に努めます。

施策の体系



主要施策

1. スポーツ・レクリエーション活動の充実

スポーツ推進基本計画に基づき、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション機会の充実と市民の健康づくりに資するスポーツ活動の推進を図ります。

また、市スポーツ協会と連携を図り、スポーツ選手と触れ合えるイベント等各種事業の充実を図ります。

2. スポーツを支え、生かす仕組みの充実

市スポーツ協会等団体との連携を深め、生涯スポーツや競技スポーツの推進を図ります。

地域スポーツの充実を図るため、人とのつながりを大切に、スポーツ推進委員の育成及び活動を支援し、まちづくり協議会スポーツ部会との連携体制づくりを行います。

3. スポーツ環境の整備・充実

屋内体育施設の拠点となる新総合体育館の整備に向けた取組を引き続き進めます。

市運動公園をはじめとする屋外体育施設については、利用者の安全面や利便性に配慮しながら、適正な維持・管理を行います。

成果指標

指標の内容	基準値（令和元年度実績）	令和8年度目標
地域スポーツの充実	20%	80%
屋内・屋外体育施設の利用者数	528,000人	600,000人
スポーツ・レクリエーションに対する満足度 （市民アンケート調査結果より）	66.6%	80%



おごおり駅伝



グリーンパークみんなであそぼう！

